

教職員の働き方改革を求める意見書

学校現場で、教員は授業だけでなく幅広い業務を担っている。教員が子どもと向き合える時間を十分に確保するためには、教員が本来担うべき業務に専念できる環境を整備し、「長時間労働という働き方の改善」が必要である。

文部科学省が公表した教職員の授業及びその準備作業並びに部活動指導等に関する勤務時間調査の「平成28年度教員勤務実態調査（速報値）」によれば、10年前の平成18年度調査と比較して、教員の勤務時間は増加している。中学校教諭の1日の平均勤務時間は平日で11時間32分（平成18年度比32分増）、土日で3時間22分（同1時間49分増）。

業務別でみると、1週間当たりの学内総勤務時間について、教諭（主幹教諭・指導教諭を含む。）のうち、小学校は55～60時間未満、中学校は60～65時間未満、副校長・教頭のうち、小学校は60～65時間未満、中学校は55～60時間未満の者が占める割合が最も高い。過労死ライン（残業月80時間）に達する計算になる週60時間以上勤務した教諭は57.7%。うち過労死ラインの2倍に相当する週80時間以上は8.5%いた。

学校教育現場においては、更なる教育の質の向上や諸課題への対応が求められており、教員の業務負担軽減は、喫緊の課題である。教員の働き方改革を推進するよう以下を求める。

記

- 1、教員定数を改善すること
- 2、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、部活動指導員の配置拡充を行うこと
- 3、教職員の時間外労働に上限規制を設けること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 佐久間 孝光

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様

教職員の働き方改革を求める意見書

学校現場で、教員は授業だけでなく幅広い業務を担っている。教員が子どもと向き合える時間を十分に確保するためには、教員が本来担うべき業務に専念できる環境を整備し、「長時間労働という働き方の改善」が必要である。

文部科学省が公表した教職員の授業及びその準備作業並びに部活動指導等に関する勤務時間調査の「平成28年度教員勤務実態調査（速報値）」によれば、10年前の平成18年度調査と比較して、教員の勤務時間は増加している。中学校教諭の1日の平均勤務時間は平日で11時間32分（平成18年度比32分増）、土日で3時間22分（同1時間49分増）。

業務別でみると、1週間当たりの学内総勤務時間について、教諭（主幹教諭・指導教諭を含む。）のうち、小学校は55～60時間未満、中学校は60～65時間未満、副校長・教頭のうち、小学校は60～65時間未満、中学校は55～60時間未満の者が占める割合が最も高い。過労死ライン（残業月80時間）に達する計算になる週60時間以上勤務した教諭は57.7%。うち過労死ラインの2倍に相当する週80時間以上は8.5%いた。

学校教育現場においては、更なる教育の質の向上や諸課題への対応が求められており、教員の業務負担軽減は、喫緊の課題である。教員の働き方改革を推進するよう以下を求める。

記

- 1、教員定数を改善すること
- 2、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、部活動指導員の配置拡充を行うこと
- 3、教職員の時間外労働に上限規制を設けること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 佐久間 孝光

内閣総理大臣 安倍晋三様
総務大臣 野田聖子様
財務大臣 麻生太郎様
文部科学大臣 林芳正様
厚生労働大臣 加藤勝信様